

1 8 地籍調査

地籍調査事業〔国土調査〕

事業概要

地籍調査とは、事業主体（市町村等）が土地登記簿及び法務局の地図をもとに、一筆毎の土地について、土地所有者等の立会を得て、所有者、地番、地目、筆界（土地の地番境界）を調査するとともに測量を行い、その結果を「地籍簿」及び「地籍図」に取りまとめるものです。

地籍調査事業は、事業費の1/2を国が1/4を県が負担しています。

香美市は、国土調査促進特別措置法により策定した「第7次国土調査事業10箇年計画（令和2年度～令和11年度）」に基づき、山林部（土佐山田町、物部町の一部）を優先して調査を実施しています。

地籍調査の流れ

「計画・準備」⇒「一筆地調査」⇒「地籍測量」⇒「地籍簿・地籍図の作成」⇒「成果の認証」⇒「成果の写しを法務局へ送付」

※通常1地区を3年程度で完了します。

香美市の実績（令和5年度末）

調査対象面積	調査済面積	進捗率
391.98km ²	137.24km ²	35.0%